

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2024年11月1日

Vol.57

発行

あおぞら法律事務所

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



月下美人と猫 photo 前田 豊

あおぞら法律事務所

弁護士 前田 豊
弁護士 小宮 和彦
弁護士 中村 伸子
弁護士 井上 敦史
弁護士 武 寛兼

わが家では最近毎年夏ごろ月下美人が花をつけます。

月下美人はメキシコを原産地とするサボテン科の多肉植物です。「ナイトクイーン」という別名があり一夜のみ咲きます。

咲いている花は焼酎につけると保存でき、台湾ではスープの具として使われるそうです。香りが強く小型コウモリ類の媒介受粉への適応があり、受粉するとドラゴンフルーツに似た果実になり甘いそうです。

今まで知らなかったので、今度試してみようかと思っています。

猫の小太郎も香りに惹かれているようですが、さすがに受粉まではできません。

旧優生保護法訴訟の最高裁判決 「一時の壁」に風穴があいた!

弁護士
小宮 和彦

最高裁大法廷は本年7月30日、旧優生保護法訴訟において、不法行為から20年以上が経過していても除斥期間を適用せずに被害者全員を救済する判決（大法廷判決）を言い渡しました。

私が関与している訴訟ではありませんが、除斥期間の適用に例外を認めてこなかったこれまでの最高裁の解釈を変更した点で画期的であり、今後の様々な裁判への影響も大きいので紹介したいと思います。

旧優生保護法による

強制不妊手術

旧優生保護法は1948年に制定された法律です。優生思想に基づき不良な子孫の出生を防ぐことが目的の一つとされ、特定の疾病や障害のある人に対して不妊手術や人工妊娠中絶手術を行うことを規定していました。1996年に母体保護法に改正されてこれらの手術は廃止されましたが、それまでに不妊手術が約2万5000件、人工妊娠中絶手術が5万9000件も実施されています。このような強制不妊手術を受けた被害者が、2018年以降に国を相手に国家賠償請求訴訟を起こしたのが旧優生保護法訴訟です。

このようないい人権侵害が法律によって堂々と行われていたことは驚くべきことです。しかもこの法律は国会では全会一致で成立しています。一度人権侵害の仕組みや根拠ができる、その後は平然と人権侵害が続けられる恐ろしさを覚えます。人権がいかに容易に侵害される危険性をはらんでいるかを物語っているように思えます。

大法廷判決は、法律の規定自体が個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し、差別的取り扱いにもあたり、憲法に反するとしたうえで、国会議員の立法行為そのものが違法であったと認定しました。

国が主張し続けた 除斥期間の「一時の壁」

国は、強制不妊手術が明らかな人権侵害にあたるにもかかわらず、賠償責任を否定し続けてきました。被害者が不妊手術を受けて20年以上が経過しているから除斥期間の経過によって請求権は消滅しているというのが理由です。責任を認めて謝罪するどころか、除斥期間を盾に責任逃れをしよつとしたのです。

国の主張する除斥期間とはどのようなものか少し説明しておきます。

る例外を認めました。例外を一切認めなかったこれまでの最高裁の解釈を変更したのでこのような解釈の変更を判例変更と言います。除斥期間の経過によって請求権を消滅させることが著しく正義公平の理念に反し容認することができない場合には、除斥期間を適用しないことができるとして、例外を認めたのです。そして旧優生保護法訴訟はその例外にあたるとして除斥期間を適用しなかったのです。

例外を認めた点で実質的には消滅時効説と同じも見えます。ただ法的性質は除斥期間として認めるので、例外を認める範囲が消滅時効の場合と同じかは判然としません。消滅時効の場合よりも例外が認められる範囲は狭い可能性もあります。それは今後の具体的な訴訟を通して判例が積み重ねられることによって明らかになっていくと考えられます。

「一時の壁」除斥期間を よめる今後の課題

1989（平成元）年の最高裁判決が例外を許さない除斥期間の解釈を示して以降、被害者救済に後ろ向きだとの批判を受けながらも、裁判所はその解釈を維持し続けてきました。

戦後補償問題や公害事件などの国や巨大企業を相手にする訴訟や、原因が分からなかったり、加害者が分からなかったりする訴訟では、早期に提訴することが困難なために20年以上が経過して提訴せざるを得ない訴訟が少なからずあります。このような訴訟では、加害者が除斥期間を盾にして責任を否定してきます。このため請求が認められなかったり、低額での和解解決に応じざるをえなかったりしてきました。私が関わっているB型肝炎訴訟についても、国が除斥期間に固執したため、除斥期間が経過している被害者については低額の給付金しか支払われない救済制度になっています。どうしてこのように被害者に酷な解釈が裁判所で長年にわたって維持されてきたのでしょうか。法律関係の速やかな確定の必要性の名のもとに、人権救済の必要性は完全に無視され続けてきたと言えます。法律関係の速やかな確定の必要性というのも、その実体はよくならず、究極的には加害者を責任から解放するためのものかと思えません。それが例外なく優先されなければならぬとは到底思えません。

一度人権侵害を不問に付すような最高裁の解釈が示されると、その解釈の可否が問われることなく、その解釈が裁判所を支配し続け、人権侵害を不問に付し続けてきたように思えます。それは、旧優生保護法が成立すると、その後の長きにわたって平然と強制不妊手術が続けられることと同じ構造のようには見えません。

ただ、今回の大法廷判決を見て、やっと人権の砦としての最高裁が目覚めてくれたと思えました。これまでの人権侵害を不問に付すような解釈をあらため、提訴までに時間を要した被害者にとって最大の障害であった除斥期間という厚い壁への風穴をあけてくれました。困難であったと思われる旧優生保護法訴訟を戦われてきた原告団や弁護団の皆様には心から敬意を表したいと思います。

今後、この風穴をできる限り広げていくことが必要になります。それによって、これまで単なる時間の経過だけに救済を拒否されてきた被害者を救済に結び付けることができます。B型肝炎訴訟においても、今回の大法廷判決を除外差別的ない解決に結び付けられるように取り組んでいきたいと思っています。

この大法廷判決を突破口として、これから除斥期間の適用を制限して被害者を救済する判決が多数現れ、裁判所が本来の人権の砦としての機能を果たすことを期待したいと思います。

最高裁大法廷判決

今回の大法廷判決は、民法724条の法的性質は除斥期間と解しましたが、除斥期間の適用を認めないことができ

離婚後共同親権など内容とする

民法の改正について

弁護士 中村 伸子

本年(2024年)5月17日に離婚後共同親権を含む民法等の一部を改正する法律(以下改正後の民法を、「改正法」と言います)が成立しました。公布(同月24日)後2年以内の施行が予定されています。

離婚後の親権者について

現行民法では、婚姻中は共同親権ですが、離婚の際は、一方を親権者(単独親権)と定めなければなりません。

改正後は、協議離婚の場合に、共同親権を選択することもできるようになりました(改正法819条1項)。また、親権者について合意できていなくても、離婚については合意できていない場合に、親権者の指定を求める家事審判・調停の申立がなされれば、協議離婚ができることになりました(改正法765条2項)。

さらに、裁判離婚において、裁判所が双方を親

権者と定めることもできることになりました(改正法819条2項)。そして、

裁判所が親権者を定める際には、子の利益の観点から、父母と子の関係、父と母との関係、協議が調わない理由など一切の事情を考慮しなければならぬものとされました。DVや虐待(身体的なものに限定されません)がある場合等、子の利益を害する場合には、共同親権を選択せず、単独親権と定めなければならぬこととされました(改正法819条7項)。

親権者変更について

離婚後の親権者変更には、家庭裁判所の手続が必要



親権の行使について

親権は、子の利益のために行使されなければならぬことを明文化しました(改正法818条1項)。そして、父母が子に対して負う責務を明確化して、婚姻関係の有無にかかわらず、子の心身の健全な発達を図るため、子の人格を尊重すること、父母が互いに人格を尊重し協力することが明記されました(改正法817条の12等)。

要となりますが、その際には、協議の経過等を考慮することを明記しました。例えば、協議離婚をする時に、父母間に支配・被支配の関係があるために「共同親権」とすることに合意してしまっただけでも、事後的に柔軟に「単独親権」への親権変更ができることとしたものです(改正法819条7項)。

また、親権の共同行使が必要な場合の父母の意見対立を調整するための裁判手続も新設されることとなりました(同条3項)。

ただ、「急迫の事情」「監護及び教育に関する日常の行為」の具体的な内容は、示されていませんので、例えば、DVや虐待からの避難、緊急の医療行為、修学

旅行の際のパスポート取得などが「急迫の事情」といえるか、子の習い事、進学、転校、ワクチン接種、携帯電話の契約が「日常の行為」といえるかなど、問題が残っています。改正法の施行までには、既定の趣旨及び内容についての周知が求められていることから(改正法附則18条など)、具体的な内容については、ガイドラインの形で示されることとなっています。



その他の改正

養育費の履行確保、安全安心な親子交流の実現、財産分与の請求期間が2年から5年に延長される等の改正もなされました。

出版予定のお知らせ

弁護士 前田 豊

今年11月末、私にとって初めての出版、(仮題)「弁護士の日々記―民主主義のあやうさのなかで―」を準備中です。

私は20年前、西日本新聞夕刊のコラム「潮風」に月2回、400字程度の随筆を書いていました。5年間で125編になりました。それを、一冊の本にまとめるものです。

内容は、諫早に生まれて/日常のなかの法/さまざまな事件と法/裁判員裁判のゆくえ/改憲論議と市民社会/世の動きに思う/つれづれに記す/という章立てです。

当時は第一次安倍内閣の時期にあたり、憲法と安倍首相のことを書いたものも多く、「たがを外す」という表題の一文は、後の集団的自衛権の容認を予見したものになりました。

現在に生きる裁判員裁判、再審、憲法改正などのテーマが並びます。

出版社は中村哲氏の著書も多い福岡の石風社です。事務所でも取扱います。

テーマ | 新しくしたいこと・もの



弁護士 小宮 和彦

料理。妻の不在時にクックパッドを見ながら少しだけやったがその時だけで身につかず。冷蔵庫の残り物でサッと作れたり、自慢の料理の2つや3つはあるようになりたい！



歯 弁護士 前田 豊

私の歯は根が深くて頑丈なのですが、虫歯に歯周病が重なるともう大変。いつ歯の神様が迎えにきてもおかしくない状態です。歯が新しく生えればいいのに。



弁護士 武 寛兼

子どもが生まれ、一緒に野球観戦に行くようになりました。子ども用のユニフォームを着せてくれて思わず買ってしまいました。福岡在住16年目にして、ようやくホークスファンを始めました。



弁護士 井上 敦史

子どもたちと色んなことを一緒に経験していきたいです！！今年の上の子と一緒に山笠に出させていただきました。集団山見せからの櫛田入り、走り切りました。楽しかったのか、家では「オイサ」と言い続けてます(笑)



弁護士 中村 伸子

「刺し子」という手芸にハマっています。一つ出来上がると、糸や布、刺し方（一目刺し、くぐり刺し、こぎん刺し等）を変えて、新しいものに挑戦し、毎晩チクチクやっています。

齋藤 優紀香

ボイトレを始めました。「何も考えず自由に歌えるようになってほしい」という先生の言葉が新鮮で、レッスンを重ねた先いつかのびのび歌えるようになるのが楽しみです。今は活舌練習と「おたけび」という発声方法でトレーニングしています。

佐藤 亨恵

「目とメガネとコンタクト」（黄色いメガネ屋さんの回し者ではありません）近視乱視に加齢によるアレが加わり、さて眼鏡とコンタクト、どちらを先に新調すべきか悩み中。ああ、もういっそ目玉を新しくしたい〜！



森 礼子

実家で大量の母の着物を発見!! 今年の2月から、着付け教室に通い始めました。まだまだ、自分で着るのもやっとなのですが、他装にチャレンジしたいと考えています。

橋本 絵美

英語学習アプリ「Duolingo」を始め、先日連続170日記録を達成しました！三日坊主の私でも、「ヒアリングの天才です!」「全問正解！拍手の嵐だね!」など過剰に褒めてくれ、ゲーム感覚で楽しくできるのでハマっています。